

住民票が作成される外国人と、住民票内の記載事項

対象区分	対象者の内容	記載事項
<p>中長期在留者 (在留カード交付対象者)</p>	<p>外国人や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人。</p>	<p>在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間満了の日、在留カード番号 ・中長期在留者であること</p>
<p>特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)</p>	<p>入管特例法により定められている特別永住者</p>	<p>特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書番号 ・特別永住者であること</p>
<p>一時庇護許可者 又は 仮滞在許可者</p>	<p>入管法の規定で一定庇護のための上陸許可を受けた外国人や、難民認定申請を行い、仮に日本に滞在を許可された者</p>	<p>一時庇護許可書に記載されている上陸期間、または仮滞在許可書に記載されている滞在期間 ・一定庇護許可者または仮滞在許可者であること</p>
<p>出生による経過滞在者 又は 国籍喪失による経過滞在者</p>	<p>外国人となった事由が出生・日本国籍喪失である方(その事由が生じてから60日間)</p>	<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者であること</p>